

# 【郵送用】 戸籍等請求書

次のとおり請求します。

請求者  この請求書を書いて請求している方	住所	〒 -
	ふりがな 氏名	印 <span style="float: right;">★この欄は、自署もしくは押印が必要です</span>
	☎ 電話番号	できるだけ、日中(AM8:30~PM5:00)に連絡のつく電話・FAX等の番号をお願いします。 ( ) E-mail:

何が必要ですか？ 必要な箇所(□)にレ点をして下さい。

<input type="checkbox"/> 戸籍 <input type="checkbox"/> 改製原戸籍 <input type="checkbox"/> 除籍 <input type="checkbox"/> 戸籍の附票 <small>★種類について不明な場合、下の使用目的欄にどのような記載が必要かを詳しく書いてください。</small>	<input type="checkbox"/> 全部事項証明書 謄本(全員) 通	本籍(必ず番地まで書いて下さい、不明な場合は先に住民票等で確認していただければ確実です。) 徳島市 町
	<input type="checkbox"/> 個人事項証明書 抄本(一部) 通	..... 丁目 番地

<input type="checkbox"/> 身分証明書(禁治産・後見登記・破産に係る証明) <input type="checkbox"/> 独身証明書(ご本人からの請求のみ交付出来ます) <input type="checkbox"/> その他( )	通 通 通	筆頭者 氏名 ふりがな
---	-------------	-------------------

・戸籍抄本(もしくは、身分証明書・独身証明書)の場合、必要な人の氏名・生年月日と、請求者との続柄

氏名	ふりがな	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	続柄
----	------	------	-------------------------	----

使用目的や提出先 及び 必要な戸籍の範囲 (※具体的に)	記入例：①パスポート申請用に最新の戸籍を〇〇センターに提出 ②〇〇年金事務所に提出する年金申請用に必要な最新戸籍 ③戸籍届出添付用に必要な最新の戸籍 ④〇〇と〇〇の関係(続柄)が判る戸籍 ⑤資格等の氏変更のため変更の判る戸籍 ⑥私の直系の〇〇が〇年〇月〇日に亡くなり相続手続きのため、〇〇銀行と〇〇保険に〇〇の出生から死亡まで連続した戸籍を提出 ⑦私の直系親族では無い***(続柄：兄弟姉妹・甥・姪など)の相続人となり、遺産分割協議のため私の**の最新戸籍と附票 <small>(注意：⑥・⑦の理由の場合、徳島市の戸籍で確認出来ない場合、相続人であることが判る資料(取得済の戸籍)の写し等が必要)          ※複雑な内容になる場合は先にお電話でご相談ください。欄が小さい場合は別紙添付でもかまいません。</small>
---------------------------------------	--

## 手数料

戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1通 450円	除籍謄(抄)本	1通 750円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)		改製原戸籍謄(抄)本	
戸籍の附票・身分証明書・独身証明書	1通 350円(徳島市の場合) ※市町村によって異なります		

## 請求にあたってのご注意

- 申請書の内容に不備がありますと発行できませんので、明確に書いて下さい。
- 手数料は、定額小為替(または現金書留)をお願いします。 ※切手不可
- お急ぎの場合は、速達等でご請求下さい。
- 返信用封筒に切手を貼り、申請者の自宅の住所・氏名を書いて同封して下さい。  
※返信用切手は重さによって異なります。できれば余分の切手を貼らずに同封して下さい。

## 郵送による戸籍証明書の取り寄せ方

本籍のある市町村役場の戸籍担当課に、次の①～④を同封してお送り下さい。  
戸籍を取り寄せるためには、申請してから受け取るまでに1週間から10日かかります。

① 請求書

この用紙の裏面が請求書になっていますので、お使い下さい。

② 手数料

手数料は郵便局で扱っている定額小為替（または現金書留）でお送り下さい。  
手数料に関しては、切手での支払いはできません。

③ 本人確認書類（有効期間のあるものは、有効期間内のものに限り。）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。）、マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、官公庁の発行した免許証・許可証・資格証明書などの身分証明書であって顔写真付きのもの（写し）を同封して下さい。  
健康保険証、年金手帳等、身分証明書の種類によっては2種以上の提出が必要な場合がありますので、事前にお問合せ下さい。

④ 返信用封筒および返送料

返信用封筒には、ご自宅の住所（住民票の登録地）と氏名を記入し、郵送料分の切手を貼って下さい。返送料は封筒の大きさ・重さによって異なります。申請通数の多い場合などは、あらかじめ余分の切手を貼らずに同封して下さい。速達を希望される方は、速達料金分の切手も貼って下さい。

### 《 ご注意 》

☆ 戸籍はプライバシー保護の観点から、正当な理由がないと発行されません。戸籍に名前が載っていない人が請求する場合は、『必要とする具体的な理由』及び『請求する人と、必要な人との具体的な関係』をできるだけ詳しく書いて下さい。また、関係がわかる戸籍謄本等が必要な場合があります。

※ 現在の戸籍は『一組の夫婦と未婚の子供』が基本の構成になっております。例えば婚姻すると親の戸籍から抜け、配偶者とともに新しい戸籍を作ります。このとき氏を変更しなかった方が **筆頭者** となっています。

☆ 申請内容に不備があると、申請書をお返しすることがあります。また、手数料・郵送料の立て替えはできません。

☆ 本人から委任されて第三者が請求をする場合は、必ず委任者が自署押印した委任状（誰が誰に何を何通委任するか等、詳しく記入したもの）が必要になります。

☆ 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。  
（戸籍法第133条）

☆ 証明書の送付先は、住所地（住民登録している場所）への送付が原則となります。

☆ その他、お問い合わせ先

徳島市役所 市民環境部 住民課 作成係  
電 話（088）－621－5140（直通）  
F A X（088）－655－8246